

○富山市老人福祉センター条例施行規則

平成17年4月1日

富山市規則第100号

改正 平成17年9月30日富山市規則第293号

平成22年5月17日富山市規則第50号

令和元年9月30日富山市規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山市老人福祉センター条例（平成17年富山市条例第153号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認)

第2条 老人福祉センター（以下「センター」という。）を使用しようとする者は、入館の際、入館者受付簿（様式第1号）に必要事項を記載して条例第3条の2に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用しようとする日の5日前までに富山市老人福祉センター使用承認申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 団体（20人以上）で使用しようとするとき。

(2) 会議室等を指定して使用しようとするとき。

(3) 条例第3条第1号に掲げる者以外の者が使用しようとするとき。

3 前項の場合において、指定管理者は、センターの使用を承認したときは、富山市老人福祉センター使用承認書（様式第3号）を交付するものとする。

(使用料の免除)

第3条 条例第5条第2項の使用料を免除する場合は、次のとおりとする。ただし、施設の使用者が入場料その他これに類するものを徴収す

るときは、この限りでない。

- (1) 市が主催するとき。
- (2) 別に定める事業を指定管理者が主催するとき。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条第1項に規定する公共的団体等のうち社会教育、社会福祉、自治振興等の団体が使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

（使用料の還付）

第4条 条例第5条第3項ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第5条第3項第1号に該当するとき。 全額
- (2) 条例第5条第3項第2号に該当するとき。 別に定める額

（端数計算）

第5条 前条の規定による使用料の還付の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。

（使用者等の遵守事項）

第6条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく物品の販売、飲食物の提供又は寄附金の募集をしないこと。
- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (4) 許可なく施設又は附属設備等を使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に従うこと。

（細則）

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の富山市老人福祉センター条例施行規則（昭和49年富山市規則第2号）、大沢野町老人福祉センター条例施行規則（平成9年大沢野町規則第15号）又は大山町老人福祉センター設置条例施行規則（昭和54年大山町規則第6号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日富山市規則第293号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月17日富山市規則第50号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日富山市規則第37号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。



様式第2号(第2条関係)

富山市老人福祉センター使用承認申請書

年 月 日

(宛先)

住 所  
申請者  
氏 名  
(団体名及び  
代表者名)

次のとおり使用したいので申請します。

使 用 目 的			
使 用 日 時	年 月 日 午	時 分 時 分	から まで
使 用 室 名		使用人員	人
備 考			

様式第3号(第2条関係)

富山市老人福祉センター使用承認書

年 月 日

様

次のとおり使用を承認します。

使用目的			
使用日時	年 月 日 午	時 分から	時 分まで
使用室名		使用人員	人
備考			

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第2条関係）